

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなく、サプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

d. グリーン化の取組（環境と健康を考慮した冷暖房の利用を含む社内電気利用の定期的な見直しと改善、地域の植樹祭等の緑地行事への参加、修理・リユース品の利用、実行可能な脱炭素化の取組み情報の収集と社員、取引先への啓蒙活動 等）

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定方法の改善、代金の支払い方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受注中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。また、中小受託取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという趣旨に留意し取引を行います。

3. その他（任意記載）

- ・環境配慮に取り組む企業との取引を優先的に行う事や、既存取引先においても環境負荷の少ない商品やサービスの情報を取引先より適時情報収集し、その商品・サービスの利用に努めます。
- ・企業全ての共存共栄のため、既存取引先及び新規取引先へパートナーシップ構築宣言の普及を図る事を努めます。

2026年 1月 6日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社 榛名厚生会
企 業 名

代表取締役 齋藤 直躬
役職・氏名（代表権を有する者）